

無形文化遺産からみえるドイツ

— 文化の多様性とダイバーシティ —

金城ハウプトマン朱美

1. はじめに

「文化遺産は、有形であろうと無形であろうと、記憶と想起の文化から育っていくものである。[…] あらかじめ決まっているのではなく、むしろ、ひとつの社会が文化遺産として考えるものが生まれてくる様々な社会的プロセスこそが存在している」¹とゲルトラウト・コッホ (Gertraud Koch) が文化遺産について述べたように、ユネスコ世界文化遺産と無形文化遺産 (Immaterielles Kulturerbe、以下 IKE) の一覧をみると、日本とドイツの文化遺産の特徴からそれぞれの国の文化と社会の特徴をメタ解釈できる。この作業が可能になったのは比較的最近である。2006年に発効されたユネスコの「無形文化遺産の保護に関する条約」(以下、「無形文化遺産条約」と略す)をドイツが締結したのは2013年であり、隣国のスイスは2008年に、オーストリアは2009年に本条約を締結していたことと比較すると遅い。IKEに相当するものが国内で選定されていなかったため、今なお選定が続いている。

ここで日本の状況をみると、ユネスコが定義する IKE は、1950年に制定された文化財保護法により選定されている「無形文化財」「無形の民俗文化財」と「文化財の保護技術」に相当し、その伝承や保護に関し文化庁か

¹ ゲルトラウト・コッホ著／法橋量訳「文化遺産、記憶と想起の文化—ドイツにおける研究の展開と現状」『日本民俗学』第299号(2019年)37-47, 37頁。

ら支援を受けている²。こうして、能楽、歌舞伎、人形浄瑠璃文楽といった伝統芸能、祇園祭や高岡御車祭といった「山車・鉦・屋台行事」、「男鹿のナマハゲ」や「甌島のトシドン」などから構成される「来訪神 仮面・仮装の神々」など合計 22 件がユネスコ無形文化遺産の「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」（以下、代表一覧表）に登録されている³。一方、代表一覧表に記載されているドイツの IKE は、2021 年 9 月の時点で、協同体理念、鷹狩り、オルガン音楽・オルガン技術、藍染の 4 件で、鷹狩りと藍染は複数国共同提案案件である⁴。日本とドイツの文化遺産の管理・管轄方法は異なり、日本では都道府県や市町村レベルで無形の文化財選定と保護がおこなわれている。ドイツでは有形の文化財（主に建築物や自然公園などユネスコ世界文化遺産や世界自然遺産として登録されるもの）は各州の建造物保護法（Denkmalschutzgesetz）で保護されてきたが、無形の文化財に関しては、同様の規定がなかったため、IKE は存在しなかった。

本論では、現在ドイツ国内で認定されている 113 件の IKE を研究対象とし、それらの特徴から浮き彫りにされるドイツについて考察したい。ドイツ全域で実施されている文化遺産と地域限定の文化遺産にわけて考察し、ドイツの文化と社会について明らかにすることを目標とする。本研究が、多様性に富んだ現代ドイツを示し、ドイツの文化と社会への理解と関心を高めること、現代社会における多様性の実践例を知ることで、日本の現状について再考するきっかけになること、異文化理解や多文化共生社会の実現へのヒントになることを期待したい。

筆者は、2015 年に第 65 回日本民俗学会で、2018 年には日本独文学会春季

2 文化庁編『日本における無形の文化遺産の保護制度』https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/shuppanbutsu/bunkazai_pamphlet/pdf/pamphlet_ja_12.pdf（2021 年 8 月 31 日アクセス）

3 文化庁「ユネスコの無形文化遺産について」https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/mukei_bunka_isan/pdf/92524301_01.pdf（2021 年 8 月 31 日アクセス）

4 代表一覧表への登録方法について Anm.3 と七海（2012）PP.118-123 参照。

研究発表会で初期にドイツで選定されたIKEについて研究発表をおこなってきた。本論ではこれまでの考察を発展させ、あらためて「無形文化遺産からみえるドイツ」について検討する。新型コロナウイルス感染症のパンデミックが終息しない中、ドイツでのフィールドワークの実施が困難な状況が続いているため、筆者のこれまでの参与観察と経験も顧慮し、ドイツ国内ユネスコ委員会ホームページなどインターネット上の情報を研究資料とした。まず初めに、無形文化遺産条約について言及し、次に、ドイツにおけるIKEの特徴についてまとめ、ドイツのIKEからみえる文化の多様性とダイバーシティについて考えたい⁵。

2. 無形文化遺産条約について

本条約は2003年に制定された比較的新しい国際条約である。2001年から2006年まで『人類の口承及び無形遺産に関する傑作の宣言』によりユネスコで傑作が選出されていたことが、無形文化遺産条約成立の背景にある。傑作には、有形の世界文化遺産として登録される際に必要な、真正性や完全性を証明することが要求されていない。というのも、2000年にユネスコで採択された『文化の多様性にかんするユネスコ世界宣言』がベースになっているからだ。文化相対主義の立場から傑作が選定され、この精神は無形文化条約でも引き継がれ、ひとつひとつのIKEは「文化多様性を構成する大事な要素」と理解され、この点が重要視されている（七海 2012, 52）。

上述したように、ドイツのユネスコ無形文化遺産条約批准は他国に比べて遅かった。日本は2004年に3番目、ドイツは2013年に153番目の締約国である。この差は、もともとIKEに相当する文化財が国内で選定されていたか否かだけでは説明できない。日独の歴史的背景が異なるからだ。そのため、本条約批准に関してはドイツ国内で議論が重ねられた。2012年12月12日に連邦議会で本条約締結に関し意見がまとまり、翌年4月13日に締結

⁵ 日本の無形文化遺産や文化財に関する研究は、依木（2018）や木村・森久（2020）を参照。

し、7月9日に効力を発したという経緯がある。なぜ、条約締結に時間を要したのか。これは「民衆の祭」や土着の文化がナチズムに利用されたという暗い過去があることに起因し、戦後60年以上経過しても、一般市民の（日常）文化が再び政治的に利用されることへの懸念と、本問題はドイツではいまだに遠いようで近い問題であることを表象している。ドイツ国内ユネスコ委員会副委員長であり、ドイツ無形文化遺産専門家委員会の委員長クリストフ・ヴルフ（Christoph Wulf）は、無形文化遺産条約が締結されたことにより、ドイツ国内の無形文化遺産の選定が始まることで、IKEの意義を認識するきっかけになることを期待している。「ナチズムに悪用されたことにより、生きた文化の価値が引き下げられてしまった。こんにちでは、違うコンテキストで無形文化遺産を見ること、つまり新しく発見し、高く評価することが重要である」と述べ、ナチズム下での文化遺産解釈からの脱却を現代社会に望んでいる（Wulf 2016, 3）。つまり、かつてナチズムに利用された祭、民謡や土着の文化は、戦後避けられてきた郷土愛を目覚めさせるような行為により、暗い過去から蘇生し、過去の記憶を完全に拭うことなく、次世代に向け新しい意味づけが試みられているのだ。

そのためか、ドイツにおけるIKE認定への道のりは、民主的な応募から始まる。中央省庁が選定するのではなく、IKEを実践している団体あるいは個人が応募する。バイエルン州、バーデン＝ヴュルテンベルク州、ノルトライン＝ヴェストファーレン州、ザクセン＝アンハルト州、ハンブルク市には、IKE相談窓口が設置されており、申請書類のチェックやアドバイスを受けることができる。審査の第一段階として、ドイツ国内の13の州と3つの都市州が、文化大臣会議でそれぞれIKE候補を最大4件まで提案できる。審査の第二段階では、ドイツ・ユネスコ国内委員会内に設置されている専門家委員会が鑑定され、最大64件にまで絞り込み、文化大臣会議に諮る。第三段階で、文化大臣会議から提案された案件をメディア文化庁も交えて評価する。評価後に、国内リストに掲載するものと、ユネスコの代表一覧表への掲載を推薦するIKEを決定する。

専門家委員会発足時からヨーロッパ民族学⁶の教授4名、ベルリン・フンボルト大学のヴォルフガング・カシューバ、ハンブルク大学のゲルトラウト・コッホ、マールブルク大学のマンフレート・ザイフェルト、フライブルク大学のマルクス・タウシェックが構成員だった。現在は、さらに4名、マインツ大学のミヒャエル・ジーモン、ザクセン州歴史・民俗学研究所イーラ・シュピーカー、フランクフルト大学のギーゼラ・ヴェルツ、フライブルク大学のサビーネ・ツィン＝トーマスが加わり、19名の委員会構成員のうち8名がヨーロッパ民族学の教授であることから、無形文化遺産が民俗学に深くかかわっていることがわかる。一方で、ドイツ民俗学は1970年代以降、チュービンゲン大学をはじめ、学科名称と研究対象、研究方法の変更により、遠い過去の残骸や古くからの連続性を研究対象とすることから距離を取り、日常生活に軸に置いた、社会学的研究方法の実践が主流になっているので、筆者はこのヨーロッパ民族学研究者のユネスコ国内委員会における役割と介入に対して少し違和感を持っている。

ここで、ユネスコが規定しているIKEとは何か確認するために、無形文化遺産条約に記されている定義を以下に抜粋する。

慣習、描写、表現、知識及び技術並びにそれらに関連する器具、物品、加工品及び文化的空間であって、社会、集団、および場合によっては個人が自己の文化遺産の一部として認めるものをいう。この無形文化遺産

⁶ 民俗学 (Volkskunde) はドイツで始まった学問であるが、1970年以降名称を変え、経験文化学 (Empirische Kulturwissenschaft)、文化人類学 (Kulturanthropologie)、ヨーロッパ民族学 (Europäische Ethnologie) と大学の学部名称の変更が現在でもおこなわれている。名称だけではなく、研究対象と研究方法にも違いが見られる。かつて研究対象であった民間伝承や民衆の祭などにはあまり注目されなくなり、エスノグラフィーを中心とした社会学的研究方法 (ゲオルク・ジンメル、ピエール・ブルデュエなど) を用いて現代社会とその文化を考察しているが、ヨーロッパ民族学特有の研究方法はまだ確立していない。無形文化遺産に登録される案件は、まさにヨーロッパ民族学が1970年代に決別したテーマであり、最近ではSDGsも考慮した現代的視点から無形文化遺産であるべきか否か評価されている。

は、世代から世代へと伝承され、社会及び集団が自己の環境、自然との相互作用及び歴史に対応して絶えず再現し、かつ、当該社会及び集団に同一性及び継続性の認識を与えることにより、文化の多様性及び人類の創造性に対する尊重を助長するものである。この条約の適用上、無形文化遺産については、既存の人権に関する国際文書並びに社会、集団及び個人間の相互尊重並びに持続可能な開発の要請と両立するもののみ考慮を払う⁷。

このように定義された IKE は、さらに (a) 口承による伝統及び表現（無形文化遺産の伝達手段としての言語も含む）、(b) 芸能、(c) 社会的慣習、儀式及び祭礼行事、(d) 自然及び万物に関する知識及び慣習、(e) 伝統工芸技術と分類され、和訳されている⁸。ドイツ語の5分類をみても、(a) 口承による伝統及び表現（無形文化遺産の伝達手段としての言語も含む）、(b) 音楽、ダンスや劇といった表現芸術、(c) 社会的慣習、社会的実践、儀式及び祭礼行事、(d) 自然及び万物に関する知識及び慣習、(e) 伝統的手工業技術、と和訳できる。(b)、(c)、(e) の訳文の相違から、日本とドイツで無形文化遺産とされる文化遺産の対象が若干異なることがわかる。特に (b) でその違いが明らかである。日本語では単に「芸能」と訳されているだけで、能楽、歌舞伎、文楽の他、雅楽、組踊は、世襲制か特別な訓練を受けた人しか主な担い手にはなれず、誰でも気軽に参加できる身近にある文

⁷ 外務省の日本語訳を引用。 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/treaty159_5a.pdf (2021年8月31日アクセス)

⁸ 注7と同様。ドイツ語では、以下のように訳されている。1. Mündlich überlieferte Traditionen und Ausdrucksformen, einschließlich der Sprache als Träger des immateriellen Kulturerbes, 2. Darstellende Künste wie Musik, Tanz und Theater, 3. Gesellschaftliche Bräuche, soziale Praktiken, Rituale und Feste, 4. Wissen und Praktiken im Umgang mit der Natur und dem Universum, 5. Traditionelle Handwerkstechniken. Deutsche UNESCO Kommission e.V. (Hg.) : Übereinkommen zur Erhaltung des Immateriellen Kulturerbes. www.unesco.de (2021年8月31日アクセス)

化遺産とは言い難く、観劇することすら少し敷居が高い文化である。一方、ドイツ語では (b) の対象が具体的であり、〈表1〉を見ただけで、身近にあり、誰でも気軽に参加できる活動であろうということは想像がつく。また (e) も、日本とドイツでは対象が異なっている。日本の場合、結城紬と和紙・日本の手漉和紙技術は、日常によく使用するものとは言い難い。重要無形文化財に登録されている文化財をみても、友禅染や輪島塗、蒔絵など、高価で普段使いを憚るような芸術作品が多い。ドイツでは藍染が、代表一覧表に掲載されており、籠編み技術やクラフトビールなど、それほど高価ではないものではあるが、芸術性を兼ね備えたものが、ドイツでは文化遺産であり日常生活に見い出せる。

(表1) ドイツにおける無形文化遺産 (113件) ※太字は実施場所が地域限定でない。*は代表一覧表掲載。

	A 音楽、(身体) 言語と造形芸術	B 年中行事	C 人と自然	D 手工芸・手工業	E 社会生活
2014	アACHア合唱音楽、ドイツの劇場・オーケストララントスケーブ、リズムと感情表現による現代ダンス、スタイル・表現形式、オルガン音楽*、低地ドイツ語劇、ザクセン州の少年合唱団	ハルツ地方でのアトリ作戦、ラウジッツのソルブ人の年中行事、リマースドルフの菩提樹祭、マルヒヨールの市民祭、オーバーアマガウのクリスマス祭、プレッテンのペーターとバルル祭、ライン地方のカーニバル、シュヴァーベン・アレマニア地方のファスナハト	鷹匠*	ドイツのパン文化、いかだ流し、放牧と羊飼いとタールの競留、茶室、フォーグトラントの楽器制作	協同体理念*、手工業者の歴史、ドイツ労働者労働運動歌集の取り組み、ハルズ近郊の戦艦兄弟団
2015	讃美歌合唱、ドイツにおける地域的特色のあるフォークダンス	シュテュルツェンゲン(11月6日)、グローセルフィンゲン(11月5日)の裁判	クナイフ セルバチヤン・クナイフの実践と伝統的知識	手製中空ガラス容器と板ガラス製造技術	ドイツにおける射撃の伝統
2016	プロトアマチュアの楽器演奏、メルヒェンを語る、ドイツ語圏のポエティ・スライトトロンボーン合奏、地域ごとに多様な方言劇場、ツヴァイファアハー	ハートの子ども祭、ザクセン州における誕夫のバレー、アイゼンハの冬払い「フンガーット」、フォルストのハンゼル「フンガーット」、タウヌスシュタインの騎士ガオルクと歴史的剑の舞、ハイリゲンシュタットの牧の主日祭、ローテンブルク・オホップ・デア・タウバーの歴史的祝祭「マイスタータウクルク劇」、ディンゲン「セプティムス・ハイルムの祭」、センフェルトとゴッホスハイムの平和祭、テリッツのレオンハルター行進、樽叩き、ウンシューテールの祭	ライニツ流泳、ゾーク川河口の伝統的漁業、ハンベルグ市内の営利農園	籠織り技術、教会絵画の織・フアサード・金メッキ加工の技術、モルタルの伝統的製法とその使用法、藍染*、陶磁器の絵付け、ヘッセン州の外壁修理、オーバーフーフアルツヴァルトの織み物、ヴェスタヴァルトの硝器による製陶の伝統	助産婦、スカート(トランフの一種)、ハイエルン州における耕地管理、農地振り分けのくじ引き、東フリアの紅茶文化、シュテアーベックのチェス文化
2018		アウクスブルクの平和祭、1372年のリンゲンへの市民行進「フウエリンゲン」、リンクトの唯一のミヒャエル祭(ケアウア)、歴史的回廊祭「1475年ランツフートの結婚式」、リュートの後継祭の橋、シュベアアガウの聖燭祭(2月2日)	手編みの垣根の作成とその手入れ、シュタイガールトの果樹園と伝統的乾燥フルーツ製造、ジューガーラントとその周辺のハウベルグ森林経営法、マルクグレーニニゲンとバート・ウーラハとヴァルトベルクの羊飼いの移動と手工芸品、ランダウとガルマースハイム近郊の草地の灌漑法	るくる技術、風車と水車を駆使する手作業での粉ひき、臼版印刷・凹版印刷・平版印刷・シルクスクリーンやそれらの混合系、芸術的印刷技術、メメルン州の引き網漁ボートの保存と利用、ダースでの伝統的手工業である扉制作	シュヴェエービッシュ・グミュンツの同年代祭、ヘルコラントの上陸船、オーバーフーフアルトの市民による手作りビール文化
2020	ドイツにおける点字の使用と継承	ワイン醸造の習俗、ハルツ地方でのグラーゼダンツ	ドイツにおける草地文化、南ドイツの移動羊飼い	伝統的なビール醸造	シュタイガールトとその近郊の共同森林の農業的建造
2021	デモシジョン・デジタルリアルタイムアニメーション文化、ドイツ手話、カスパー人形劇、紙芝居	カーメンツの森林音楽、マルクトレーヂウィッツのクリップ文化	昔ながらの果樹園栽培、ドイツにおけるウィッツ文化、フランケン地方における草原の伝統的な灌漑法、ハイエルン州の伝統的な雑地経営	製本技術、手作りの時計製造、ラウシヤヤーの手製ガラス、クリスマスオーナメント	公共の福祉を目指したスポーツフェアイン文化、アートフェアインのアイデアと実践、リング乗馬、旧帝國都市における宣巻の伝統

3. ドイツにおける無形文化遺産

興味深いことに、ドイツ国内ユネスコ委員会は、IKE を上記とは異なり 5 分類してホームページやパンフレットなどで紹介している。「音楽、(身体)言語と造形芸術」(以下、A とする)「年中行事」(以下、B とする)「人と自然」(以下、C とする)「手工芸・手工業」(以下、D とする)「社会生活」(以下、E とする)の 5 分類である。特徴をわかりやすく整理しなおしており、IKE をより多くの人に知ってもらい IKE に対する理解を深めてもらおうとしている姿勢がうかがえる⁹。ちなみに、この 5 分類は、2021 年 4 月からと新しく、以前は「習慣と祭り」「人と自然」「音楽と(身体表現)言語」「共同体における生活」と 4 分類であった。伝統的な手工芸・工芸と一部の音楽実践が「人と自然」に含まれていたが、登録される IKE の数が増えてきたためか、それぞれの文化遺産の特徴をよりわかりやすくするために整理しなおしたと考えられる。なかには、複数の特徴を満たしているものもあるが、カテゴリーの重複はなく、ひとつの IKE はひとつのカテゴリーにしか分類されていない。〈表 1〉に、登録年も併せて無形文化遺産をまとめてみた。地域限定ではないものは、太字で示してある。

年ごとに登録された件数をみると、2014 年は 27 件、2015 年は 7 件、2016 年は 34 件、2018 年は 20 件、2020 年は 7 件、2021 年は 18 件あった。第 1 回目の応募時には、128 件の応募があり、そのうちの 83 件が専門家委員会により審査され、最終的に 27 件に絞り込まれたことから¹⁰、専門家委員会で精査されていることがうかがえる。

まず、地域限定ではない、ドイツ国内全域で実践されているものをみると、A が 15 件と多く、ドイツは音楽、(身体)言語を中心とした音のある文化であることがわかる。またプロだけではなく、アマチュアの音楽活動

⁹ Bundesweites Verzeichnis des Immateriellen Kulturerbes. <https://www.unesco.de/kultur-und-natur/immaterielles-kulturerbe/immaterielles-kulturerbe-deutschland/verzeichnis-ike> (2021 年 8 月 31 日アクセス)

¹⁰ Deutsche UNESCO-Kommission (Hg.): Wissen. Können. Weitergeben. Bundesweites Verzeichnis des Immateriellen Kulturerbes. Bonn 2015, S. 2.

やダンス活動、方言劇も含まれ、興味のある人はだれでも参加できることもわかる。ドイツの学校では部活動に参加することは強制ではなく、そもそも部活動がない学校もある。活動するとしても、週に1回程度で、選択肢も少ない。学校にある音楽系の部活と言えば、コーラス部と吹奏楽部、ギムナジウムになると軽音楽部やギター部、ミュージカル部があったりするが、顧問の教員が厳しく指導するというのではなく、生徒の主体性に任され、年に1,2回開かれるコンサートに向けてゆっくり練習しているという印象を持った。楽器演奏といえば、日本だと小学校の音楽の授業でハーモニカやリコーダーのふき方を学ぶが、ドイツでは日本ほど熱心に指導されることはないの、興味のある人は放課後に有料の音楽教室に通い習得する。歌を歌うことは、親が赤ちゃんをあやすときに歌う歌やこどもと遊ぶ歌があり、歌うことが好きな子どもも大人も多い。日本のカラオケのように一人で歌いに行くのではなく、学校や大学のコーラス部や教会区にある合唱団で歌う人たちもいて、年に数回コンサートをおこなっている。楽器演奏を趣味にしている人も多く、余暇に音楽活動をする余裕がドイツには社会人になってからもあり、年齢制限はない。音楽がドイツで愛されていることは、2014年に話題になったニュルンベルク交響楽団とハンス・ザックス合唱団のフラッシュモブを観ると伝わってくる¹¹。2020年3月から新型コロナウイルス感染症が急速に広がり、ドイツの音楽家をはじめ芸術家の活動が停止されてすぐに、メディア文化庁は音楽家や芸術家への支援を表明している。こうした支援にもドイツにおける音楽と芸術の重要性が顕著に表れており、日常生活に欠かせないものであることがわかる¹²。

さらに注目したいのは、「ドイツにおける点字の使用と継承」と「ドイツ手話」が文化遺産として認定されていることである。身障者の生活に欠かせない言語も、先に挙げたユネスコのIKE定義「文化の多様性及び人類の創

¹¹ Flash Mob Nürnberg 2014-Ode an die Freude. <https://www.youtube.com/watch?v=a23945btjYw> (2021年9月17日アクセス)

¹² 宮田繁幸がコロナ禍のドイツにおける無形文化遺産への文化支援について考察している(宮田 2021)。

造性に対する尊重を助長するもの」として認められ、ダイバーシティの実現に欠かせないものであることがわかる。

次に、ドイツ国内で登録されている数が多いのはDである。Aの活動を支えている楽器制作、ドイツの食卓には欠かせないパン、パンを入れる籠やマイセンなど的高级陶磁器、手ごろな価格の陶器、人びとが集い語らうさに欠かせないビール、ビールを注ぐガラスや陶器作成の技術、一年のクライマックスであるクリスマスに欠かせない、クリスマスツリーに飾るガラスオーナメント、500年以上前の本でも修繕できる製本技術、さまざまな印刷技術などである。住宅関連では、いまでは観光用になりつつある昔ながらの木材運搬である「いかだ流し」、北ドイツを中心に残っている茅葺屋根の家、木組みの家の修繕に欠かせない「モルタルの伝統的製法とその使用方法」や「ヘッセン州の外壁修理」の技術が挙げられる。これらは、ドイツの建造物保護法で保護されている建築記念物の保存には欠かせない技術である。世界文化遺産に登録されている大聖堂や教会、そのほかの教会芸術の修繕保存に必要な技術もIKEとして認定されている。このほか、ベスト・プラクシス事例（Register Guter Praxisbeispiele der Erhaltung Immateriellen Kulturerbes）には「石工組合—手作業技術とその知識の継承、記録、保存と育成」が登録されている。これらと同様の技術は日本で「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」として代表一覧表に2021年に記載されている。

登録数の少ないのはCである。「昔ながらの果樹園栽培」（Streubstwiese）は、郊外にあることが多く、広大な原っぱにリンゴの木がぼつりぼつりと立ち、羊やニワトリが放し飼いにされていて、環境教育士からガイドを受けることもできる。リンゴの収穫期には、自分でリンゴを集めて、リンゴジュースを作ることで、子どもたちはジュースがどうやってできるのか体験学習ができる。動植物の生育環境と自然のサイクルについてもここでは学ぶことができ、環境意識も高まる。こうした教育は、20年以上も前からおこなわれている。自然が身近にあり、幼少期から環境について、食物について知る機会

が与えられている。昔ながらの果樹園は、昔からの「知識・技量・継承」を実践でき、未来の環境や食について子どもも大人も考えることができる場である。死に関する文化である「ドイツにおける墓地文化」がIKEであることに驚く人もいるだろうが、スウェーデン・ストックホルム郊外の森の墓地は世界文化遺産に登録されている。ヨーロッパでは墓地を散歩する人たちがおり、墓地にカフェが併設されていることもあるぐらいで、墓地は憩いの場、コミュニケーションの場になっているため、ドイツのIKEになっても不思議ではない。

Dには、ドイツ全域で実践されている「協同体理念」があり、これは代表一覧表に最初に掲載されている文化遺産である。信託銀行だけではなく、会社経営、スーパーマーケット経営、教育など幅広い分野で出資金を出し合い共同経営する協同体（Genossenschaft）が運営されている。協同体は、ドイツ経済には欠かせない経営形態であり、ドイツ文化と社会に欠かせないのがフェアイン（Verein）¹³だと筆者は考えている。フェアインは協同体よりも組織しやすく、3人集まり規定ができれば、フェアインができると言われるぐらいである。極端ではあるが、会長、会計、書記の3人いればよい。現在、62万程のフェアインが存在し、特にスポーツ系のフェアインが多く、約2400万の会員がいる。IKEの運営団体もフェアインが多くを占める。スポーツ・フェアインでは、学生や社会人の会員がインストラクターになり、子どもにサッカーを教えたり、器械体操を教えたりしている。そのため、会費は抑えられており、年齢と競技により会費が異なるが、10～60ユーロ位である。地域の祭にフェアインが屋台を出店し、売上金をフェアインの活動資金（クラブハウスの修繕など）に補充することもある。協同体と違い、フェアインでは利益を上げることができないため、余

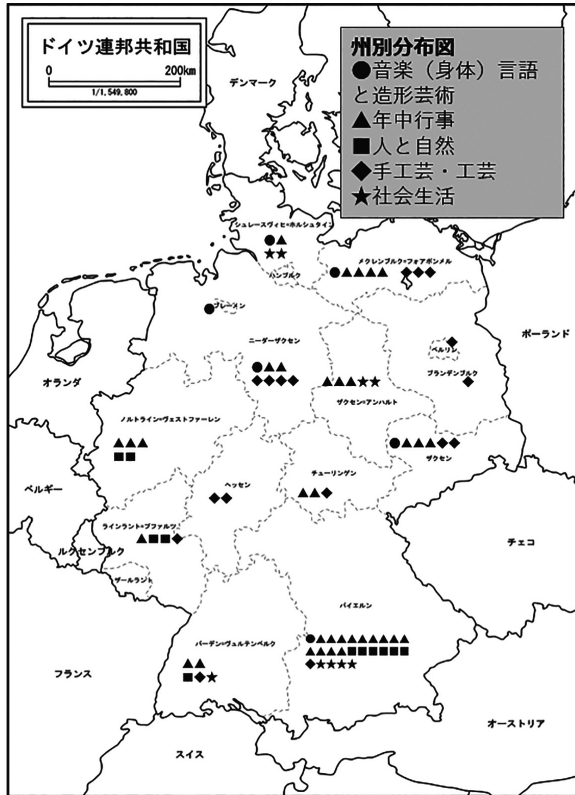
¹³ Vereinは日本語では「フェライン」と記述されることも多く辞書の見出し語にもなっているが、これは南ドイツやスイスの発音をカタカナ読みしたものであるので本論では標準ドイツ語発音の「フェアイン」と記す。他に、同好会やクラブ、サークルと訳されることも多い。その活動形態により、訳語が変わるので、ここではフェアインとする。

剰金が出ないように運営しており、そういった面からも会員の知恵と協力が求められている。

フェアアインの中でも「公共の福祉を目指したスポーツ・フェアアイン文化」はEに選ばれた。2015年のヨーロッパ難民危機の後から、ドイツでは多文化共生やダイバーシティがより推進され、言葉がわからなくてもルールがわかれば、スポーツを通してコミュニケーションが取れるということで、連邦政府はスポーツ・フェアアインを移民統合政策に活用することを以前よりも推進している (Integration durch Sport)¹⁴。先に挙げた音楽活動と異なり、学校の部活にスポーツがあることは少ない。そのため、何かスポーツをした子どもたちは (大人もそうであるが)、放課後にフェアアインで好きなスポーツをし、才能のある子はジュニアリーグのメンバーになり、練習量が増える。日本風の文武両道はドイツでは求められていないので、スポーツは趣味かプロになるかの2択であり、健康のためにスポーツをする人もいれば、仲間と楽しむためにスポーツをする人もいて、主観的幸福感の向上に役立っていると言えるだろう。

ここで地域別の分布を地図に表してみると、圧倒的に数が多いのはバイエルン州である。Aにツヴァイファッハー、Bにオーバーアマガウのキリスト受難劇、リマースドルフの菩提樹祭、ヴンジーデルの泉祭、ディンケンスビュールの歴史的祝祭「子ども祭」、ゼンフェルトとゴッホスハイムの平和祭、テルツのレオンハーディー行進、ローテンブルク・オップ・デア・タウバーの歴史的祝祭「マイスタートウルンク劇」、タウヌスシュタインの騎士ゲオルクと歴史的剣の舞、アウクスブルクの平和祭、フルトのミヒャエル祭 (ケアヴァ)、フルトの龍一撃、歴史的記録祭「1475年ランツフートの結婚式」、マルクトレーデヴィッツのクリッペ文化、Cにクナイプ セバスチャン・クナイプの実践と伝統的知識、Dにバンベルク市内の営利農園、シュタイガーヴァルトの果樹園と伝統的乾燥フルーツ製造、南ドイツの移動

¹⁴ <https://www.bmi.bund.de/DE/themen/heimat-integration/integration/integration-sport/integration-sport-node.html> (2021年9月15日アクセス)



羊飼いの、バイエルン州の伝統的な鯉池経営、フランケン地方における草原の伝統的な灌漑法、オーバープファルツヴァルトの編み物、Eに農地振り分けのくじ引き、バイエルン州における耕地宣誓、オーバープファルツの市民による手作りビール文化、シュタイガーヴァルトとその近郊の共同森林の農業的運営と多様な 25 件のIKEが挙げられる。なぜこれほど多種多様な文化が継承されてきているのかは、今後の研究課題としたい。Bはバイエルン州の他、バーデン＝ヴェルテンベルク州、ラインラント＝プファルツ州、ノルトライン＝ヴェストファーレン州、メクレンブルク＝フォアポンメルン州、

チューリンゲン州、ザクセン＝アンハルト州にもあり、一概に工業化が進んだまちから伝統行事が消滅したと断定できないが、ベルリンには藍染以外、地域限定のIKEが確認できないことから、歴史と工業化、グローバル化が関係しているのか今後検証したい。北ドイツに注目してみると、フリジア人の文化が色濃く残っていることがわかる。言語文化、食文化、祭と多彩である。ドイツの少数民族であるソルブ人の年中行事は、初期に国内IKEになり、日本ではアイヌ古式舞踏が代表一覧表に掲載されているが、前者は代表一覧表には掲載されていない。

AもDも教会に関連するものが多く、Bの年中行事では、教会暦に関する祭と、その町の歴史的事象を祝ったり再現したりする地域限定の行事が多いのが特徴である。ドイツはキリスト教を基盤にした文化であり、過去の積み重ねで現代があることを確認できる。2020年の統計によると、人口の約半分がカトリック教会かプロテスタント教会に属しており、その数は減少傾向にある¹⁵。1月6日のシュテルンジンゲンは、教会に属していない子どもも参加でき、子どもに人気のある行事であり、大人も子どもも楽しんでいる、復活祭前の断食の前におこなわれていたことが起源とされているライン地方のカーニバルの場合、地元の人はカーニバル・フェアアインで活動し、パレードに直接参加したり、パレードの観客として仮装して参加したりする。パレードを見て（菓子を少し手にし）パーティーに参加しようと、ドイツ国内から観光客が集まり、その場を盛り上げ楽しんでいる。最近では、日本語のドイツのガイドブックでも紹介されている。このほかに、日本語のドイツの旅行ガイドブックで紹介されている行事はオーバーアマガウのキリスト受難劇、ローテンブルクの「マイスタートウルンク劇」、ディンケンスビュールの「子ども祭」、「ハーメルンの笛吹男の野外劇」であり、観光ツアーを売り出してい

¹⁵ Anzahl der Christen in Deutschland nach Kirchenangehörigkeit im Jahr 2020
<https://de.statista.com/statistik/daten/studie/1233/umfrage/anzahl-der-christen-in-deutschland-nach-kirchenzugehoerigkeit/> (2021年9月17日アクセス)

る旅行会社もある。Bにある祭は、ローカルな行事であり、地元の人にとってなくてはならない祭だと推測できる。

Bだけではなく、Cに地域限定の活動が多く、人と自然を上位テーマとし、環境保護や健康、生と死、平和的解決が下位テーマになっていることがわかる。ドイツは言うまでもなく、西洋医学が発達しているが、いまだに療養（Kur）に行くと、クナイプの水療法が処方されることもある。喉の痛みがひどくてかかりつけ医を受診すると、カモミールティーを飲むように処方されたり、歩けないぐらい膝が痛い時に整形外科医に薬草の塗り薬を塗られたりと、昔ながらの薬草学も活用されていることから、「セバスチャン・クナイプの実践と伝統的知識」がIKEになっていることにも納得できる。

さらにIKEの特徴を明確にするために、この5分類にとらわれず、〈表2〉でカテゴリーごとに筆者は分類してみた。「藍染」は、オーストリアなど4カ国と共同申請し2018年に代表一覧表に記載された。現在、ドイツ国内には伝統的な藍染をおこなっている工房は12しか存在しない。18、19世紀には盛んであったが、安価なインディゴ塗料が使われるようになり、本来の藍染は少ない。ドイツでは300年以上前から伝わる布の押し型が使われており、最近ではデザイナーが藍染生地注目して、現代風のワンピースに仕立てられることもある。「食」を見てみると、ドイツのイメージに当てはまるもの、ビールもあれば、ドイツをよく知らない人には意外な「伝統的漁業」やワイン文化、紅茶文化がある。ビールはドイツの国民的飲料であり、ワインは生産地が限られているものの、ワインの産地ではないまちでも秋になると「ワイン祭」が開催され、ワイン好きの人が集い、憩いの場になっている。「労働」にある「手工業者の遍歴」は、こんにちでは遍歴する人が少なくなってきたようで、筆者がドイツで生活していたときに年に数回しか見かけることがなかった。

イデオロギー色が強い「労働歌を歌う」文化が文化遺産であることは意外である。労働歌が好んで歌われる時期もあったが、歌うことを禁止された時期もあり、歌詞も時代に応じて変化し、演劇に使われたりシャンソンで歌わ

〈表2〉 カテゴリーごとの分類

衣	藍染*
食	ワイン納品の習俗、ライン川支流ジーク川河口の伝統的漁業、パンベルク市内の営利農園、シュタイガーヴァルトの果樹園と伝統的乾燥フルーツ製造、昔ながらの果樹園栽培、ドイツにおけるワイン文化、ドイツのパン文化、伝統的なビール醸造、東フリジアの紅茶文化、オーバーファルツの市民による手作リビール文化
住	茅葺、教会絵画の絵・ファサード・金メッキ加工の技術、モルタルの伝統的製法とその使用法、ヘッセン州の外壁修理
労働	ザクセン州における鉱夫のパレード、協同体理念*、手工業者の遍歴、ドイツ労働者労働運動歌を歌う
音楽	アマチュア合唱音楽、ドイツの劇場・オーケストララントスケープ、オルガン製作・オルガン音楽*、ザクセン州の少年合唱団、讚美歌合唱、プロとアマチュアの楽器演奏、トロンボーン合奏、フォークトラントの楽器制作
スポーツ	鷹匠*、公共の福祉を目指したスポーツフェアイン文化
遊び・勝負	ハルト地方でのアトリ作戦、樽叩き、ドイツにおける射撃の伝統、スカート（トランプの一種）、シュテッベックのチェス文化、リング乗馬
言語パフォーマンス	低地ドイツ劇劇、メルヒェンを語る、ドイツ語圏のポエティ・スラム、地域ごとに多様な方言劇場
健康	クナイプ セパスチャン・クナイプの実践と伝統的知識、助産婦
環境	ジーゲラントとその周辺のハウベルク森林経営法、ランダウとゲルマースハイム近郊の草地の灌漑法、南ドイツの移動羊飼い、プファルツヴァルトのヒュッテ文化、フランケン地方における草原の伝統的な灌漑法、バイエルン州の伝統的な鯉池経営、いかだ流し、炭焼き技術とタールの乾留、風車と水車を使った手作業での粉ひき、シュタイガーヴァルトとその近郊の共同森林の農業的運営
共同体	ラウジッツのソルブ人の年中行事、マルヒョーの市民祭、オーバーアマガウのキリスト受難劇、ヴンジーデルの泉祭、ハルト地方でのグラゼンツ、ハーメルンのネズミ捕り男の取り組み、ハレ近郊の製塩兄弟団、シュヴェービッシュ・グミュンドの同年代祭
手作業	手編みの垣根の作成とその手入れ、マルクグレーニンゲンとパート・ウーラッハとヴィルトベルクの羊飼いの移動と手工芸品、手製の中空ガラス容器と板ガラス製造技術、籠編み技術、陶磁器の絵付け、オーバープファルツヴァルトの編み物、ヴェスターヴァルトの柶器による製陶の伝統、ろくる技術、ダースでの伝統的手工業である扉制作、ラウシャーの手製ガラス・クリスマスオーナメント
創作	リズムと感情表現による現代ダンス・スタイル・表現形式、カスパー人形劇、紙芝居、アートフェアインのアイデアと実践
規定	グローセルフィンゲンのれっきとした阿呆裁判、カーメンツの森林官祭、バイエルン州における耕地宣誓、農地振り分けのくじ引き
宗教関連	ブレッテンのペーターとパウル祭、ライン地方のカーニバル、シュヴァーベン・アレマニア地方のファスナハト、シュテルンジンゲン（1月6日）、アイゼナッハの冬払い「サマーゲット」、ハイリゲンシュタットの枝の主日祭、フルトのミヒャエル祭（ケアヴァ）、リュトゲの復活祭の輪、シュペアガウの聖燭祭（2月2日）、マルクトレーデヴィッツのクリップ文化、ドイツにおける墓地文化
芸能・芸術	ドイツにおける地域的特色のあるフォークダンス、ツヴァイファッハー、リマースドルフの菩提樹祭、凸版印・凹版印刷・平板印刷・シルクスクリーンやそれらの混合系・芸術的印刷技術
技術	モールス信号、ドイツにおける点字の使用と継承、デモシオン - デジタルリアルタイムアニメーション文化、メクレンブルク・フォアポンメルン州の引き網漁ボートの保存と利用、製本技術、手作りの時計製造、ヘルグラントの上陸船
歴史にかんする記念行事	パートの子ども祭、フォルストのハンゼルフィンガー劇、タウヌスシュタインの騎士ゲオルクと歴史的剣の舞、ローテンブルク・オップ・デア・タウパーの歴史的祝祭「マイスタートゥルンク劇」、ディンケンスビュールの歴史的祝祭「子ども祭」、ゼンフェルトとゴッホスハイムの平和祭、テルツのレオンハーディー行進、アウクスブルクの平和祭、1372年のリングンへの市民行進「キヴェリಂಗ」、フルトの龍一撃、歴史的記録祭「1475年ラウツフトの結婚式 1475年」、旧帝国都市における宣誓の伝統

れたりしてきた。こうした背景を踏まえて、労働歌は現代文化の一部ととらえられているようだ。「遊び・勝負」には、どちらかと言うと地元の人たちだけで盛り上がっている遊び、馬に乗ったまま棒でリングをひっかけたり、樽をたたいて割ったりする競技があり、その場にいる人たちが楽しんでいる姿が目につく。歴史をさかのぼってみると、乗馬は上流階級の楽しみであり、オーストリアでは「スペイン式乗馬学校」が無形文化遺産である。第一次世界大戦までは騎馬隊が活躍し、その後はスポーツとしての馬術や、かつては中世騎士の遊びであったリング乗馬は、現代では一般人の娯楽になり、北ドイツを中心に残っている。上流階級の文化が市民文化へと下がったことをさすハンス・ナウマンのいう「低落した文化財」(gesunkenes Kulturgut) の一例である。他にも「鷹匠」が挙げられ、市民軍の射撃が一般人の趣味になった「ドイツにおける射撃の伝統」もこの部類に近い。

「創作」のカテゴリーに「カスパー人形劇」と「紙芝居」がある。この人形劇は、操り人形ではなく手人形で、主人公のカスパーを中心にさまざまな物語が展開する。カスパーは、19世紀には街頭で政治批判したり、悪い怪獣を退治したりし、いつも観客が喜ぶ演目であった。しかし、20世紀になりカスパーのキャラクターが教育的側面から変わり、人を好んで助け、頭がよく、いつも喜びにあふれるキャラクターになったが、ナチ時代に消えてしまった後、戦後に復活し、交通安全の親善大使のような役割を演じ、最近では環境保護を説いているとのことである¹⁶。教育効果を狙う楽しい存在になっているが、おもちゃ屋にはカスパーをはじめ様々な手人形と舞台も販売されており、今でも子どもと大人が手人形劇を楽しんでいることがわかる。「紙芝居」(Papiertheater)は日本の平面的な紙芝居とは異なり、立体的で紙でできた劇場で、物語を紙芝居師が話していくうちに、紙の登場人物が動いたり、場面が変わったりする19世紀に市民階級に好まれた遊びである。

¹⁶ <https://www.unesco.de/kultur-und-natur/immaterielles-kulturerbe/immaterielles-kulturerbe-deutschland/kaspertheater> (2021年9月15日アクセス)

当時作られたものの一部は、ベルリン・ヨーロッパ文化博物館などで展示されている。

3.3. ダイバーシティと無形文化遺産

無形文化遺産の担い手の性別に注目してみると、行為者に男性しか認められていないのは、ザクセン少年コーラス隊だけである。これは少年対象のコーラスグループであるから当然と言えば当然である。一方、行為者に女性しかいないのは、オーバープファルツヴァルトの編み物 (Spitzenklöppeln im Oberpfälzer Wald) であり、これは昔の性別役割分担に由来し、男性は外で働き、女性は家で内職していたという文化の名残であり、もし男性に継承者が現れると、受け入れられると考えられる。性別や年齢に限定されたIKEは非常に少ないことがわかる。ここで国籍を考慮してみると、特段国籍が限定されているものは確認できなかった。今やドイツ市民の4人に1人は移民の背景を持つ人であるので、在留資格があり、ドイツ語が話せればドイツの社会に受け入れられていると考える。方言を重視したIKEでも、その土地で長年生活し、方言を理解しようとして学んでいるのであれば、国籍は関係ないだろう。筆者がドイツで生活していた時には、何度もドイツ語で道案内をし、何時かと時刻を聞かれたりすることもあった。ドイツの人にとって、ドイツで生活している人はドイツ語が理解できることは当たり前とし、外国人と接しているのか、見た目は外国人であるが、ドイツで育っている人も多いため、そういう判断はしなくなってきたのか、こうした意識調査結果が今後公表されることを期待したい。点字も手話も言語文化としてドイツでは文化遺産として認定されていることから、障害を持つ人たちの共通の言語もひとつの文化であり、特別なものではなく、日常にある文化として扱われていると解釈できるのではないだろうか。ドイツにあるIKEは、男女や年齢の分け隔てがなく、外国人であるのかも関係なく、同じ言語を話す人たちがひとつの共同体をなし、同じ言語を介さない場合は、通訳者を通して互いに理解し合あうことができる。IKEはゆたかな生活を送るためにな

くてはならない、必要不可欠な文化財である。

4. まとめ

ドイツにおける無形文化遺産は、昔からの風俗習慣を観光客の期待に沿うようにアレンジされているのかどうかというフォークロリズムの問題は、無形文化遺産プログラムができる前から観光客誘致に役立ててきた祭か否かで、ある程度の判断がつくが、正確な分析には現地調査が必須である。ここで日本を引き合いにだしてみると、日本のIKEがユネスコ代表一覧表に記載されることが決定すると、それを実践している団体は大喜びし、特に観光客の増加につなげようと地元は喜び、その画はニュースにもなる¹⁷。しかしながら、ドイツでは日本ほど無形文化遺産で観光誘致ができると期待していないようである。そもそも、ある文化遺産がドイツ国内無形文化遺産と認定されても特別に助成金が出されるわけでもなく、商業的な利用も許されておらず、公式ロゴ¹⁸の使用が認められるぐらいで、日本とは異なる運営方法が取られているからだろう。あくまでも純粹に、知識を次世代に継承していくことを念頭に置いた活動のようである。代表一覧表に推薦される案件は少ないけれども、そのことに重点を置かずにドイツ国内ユネスコ委員会に文化的な価値が高いことを認めてもらい、市民の文化遺産に対する認知度を上げ、より多くの人に参加して（楽しんで）もらい支持を得ようとしていると解釈できる。ドイツ国内ユネスコ委員会が掲げるIEKのスローガン「知識・技量・継承」(Wissen-Können-Weitergeben)が常に念頭にあり、応募する団体や個人もこれを十分理解していると考えられる。この点が、日本の無形文化遺産に相当する重要無形文化財や重要無形民俗文化財の担い手とは異なるのではないだろうか。当事者が経済的支援を行政に依存することなく、主体的に活動している点に大きな違いがあるように見受けられる。

¹⁷ たとえば2016年に決まった「山・鉾・屋台行事」が挙げられる。

¹⁸ <https://www.unesco.de/kultur-und-natur/immaterielles-kulturerbe/immaterielles-kulturerbe-deutschland/logo-des> (2021年8月31日アクセス)

筆者は、IKE が選定され始めた当初、100 以上も認定されることになるとは想像もしていなかったもので、そろそろ出そろったような印象を持っている。とはいえ、この先、新たに無形文化遺産と認定を受けそうなものを挙げてみるとすれば、ハンブルクなどのストリートアート、ベルリンのクリストファー・ストリート・デーや文化のカーニバル (Karneval der Kulturen)、ミュンヘンのオクトーバーフェストやビアガーデン文化が候補に挙がるのではないだろうか。この他、コロナ規制が長引くと、稀にしか開催されなくなるクリスマスマーケットや移動式遊園地が無形文化遺産になるのかもしれない。新型コロナウイルス感染症のパンデミックが起ころるまでは、さまざまな祭や行事が開催されるためには、テロ事件のない平和で安心できる世の中であることが前提条件であると考えていた。しかし、本パンデミック以降、これに加えて感染症が蔓延していない健康な世の中でなければ、各種無形文化遺産の維持は困難だということがわかった。ドイツにある無形文化遺産は、地元民の結束・交流により、人びとの主観的幸福感にも寄与している。ドイツにおける無形文化遺産は他の文化財とは異なり、生活に密着しているものが多いため、なくてはならない「当たり前なもの」で日常生活と深くかかわっている「身近な文化遺産」と言い換えることができるのではないだろうか。

最後に、ドイツは学生に「ドイツってどんな国？」と質問すると、必ずといっていいほど「ビールとソーセージの国」という回答が返ってくる。日本のメディアやドイツに関する日本語の旅行ガイドブックでもこれらは大々的に紹介されている。さらにドイツは「メルヘンの国」と称されている。このイメージをドイツの人びとは努力して維持しているのか、それとも自然にそうなっているのか、IKE とのかかわりを今後は考察してゆきたい。

主要参考文献

- Bausinger, Hermann: „Folklorismus“. In: Enzyklopädie des Märchens. Bd. 4 (1984), Sp. 1406-1410.
- Bausinger, Hermann: *Typisch Deutsch. Wie deutsch sind die Deutschen?* München 2000.
- Deutsche UNESCO-Kommission e.V. (Hg.): *Wissen Können Weitergeben. Bundesweites Verzeichnis des Immateriellen Kulturerbe*. Bonn 2014.
- Groschwitz, Helmut: „Wissen.Können.Weitergeben“ – Kulturerbe als Wissenspraktik. In: *Hamburger Journal für Volkskunde*. Heft 13 (2021), S. 282-292.
- Hemme, Dorothee/Tauschek, Markus/ Bendix, Regina (Hg.): *Prädikat „HERITAGE“ Wertschöpfungen aus kulturellen Ressourcen*. Berlin: Lit 2007.
- 俵木悟 『文化財／文化遺産としての民俗芸能 無形文化遺産時代の研究と保護』 勉誠出版 2018年
- Kaneshiro-Hauptmann, Akemi: Sind die sagenhaften Geschichten von heute ein kulturelles Erbe? — Überlegungen zur Verleihung des Prädikats *kulturelles Erbe* an zeitgenössische Erzählungen — In: Schneider, Ingo/Flor, Valeska (Hg.): *Erzählungen als kulturelles Erbe — Das kulturelle Erbe als Erzählung*. Münster: Waxmann 2014, S. 253-261.
- 木村至聖・森久聡編 『社会学で読み解く文化遺産 新しい研究の視点とフィールド』 新曜社 2020年
- 河野真 『フォークロリズムから見た今日の民俗文化』 創土社 東京 2012年
<https://www.unesco.de/kultur-und-natur/immaterielles-kulturerbe/immaterielles-kulturerbe-deutschland> (2021年8月26日アクセス)
- 七海ゆみ子 『無形文化遺産とは何か ユネスコの無形文化遺産を新たな視点で解説する本』 彩流社 2012年
- 宮田繁幸 「コロナ禍における無形文化遺産への支援」 東京文化財研究所 『無形文化遺産研究報告』 第15号 (2021年)、PP. 33-46
- Wulf, Christoph, *Immaterielles kulturelles Erbe. Aktuelle Entwicklungen und grundlegende Strukturelemente (Intangible Cultural Heritage: Current Developments and Fundamental Structural Elements)* (2016) . <https://ssrn.com/abstract=3753476> (2021年8月26日アクセス)